

諮詢第194号の答申**経済産業省企業活動基本調査の変更について**

本委員会は、諮詢第 194 号による経済産業省企業活動基本調査（令和 8 年以降に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記**1 本調査計画の変更****(1) 承認の適否**

令和 7 年 5 月 1 日付け 20250425 統第 1 号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「経済産業省企業活動基本調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等**ア 海外現地法人の活動実態の把握に関する調査事項の追加****(ア) 調査事項の変更**

本申請では、令和 8 年以降に実施する本調査において、海外現地法人の活動実態を把握するため、「海外現地法人調査票」を新設し、海外現地法人の事業活動や費用、収益等に関する調査事項を追加する計画である。なお、従来の本調査の調査票については、引き続き「本社企業調査票」と位置づけ、継続して用いることとしている。

この変更は、表 1 のとおり、これまで、我が国企業の海外事業活動を把握するために毎年実施していた海外事業活動基本調査（経済産業省が実施する一般統計調査。以下「海事調査」という。）の「現地法人調査票」を本調査に統合し、その対象産業等の範囲を本調査のそれに合わせるものである。

この変更の背景としては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定。以下「第Ⅳ期基本計画」という。）において、「経済統計作成の改善に向けた取組」として、企業を対象とした統計調査について、各統計調査の役割分担の検討が求められていることがある。

これを踏まえ、経済産業省では、所管する企業関連統計の見直しに関する調査研究を行い、海外事業の把握の重要性、統計の利活用及び報告者負担への配慮の観点から検討した結果、本調査と海事調査をそれぞれ別調査として実施するよりも、両調査を統合し、我が国企業の事業活動を国内と海外の両面で一体的に把握することとしたものである。

なお、従来の本調査における海外の「子会社・関連会社」と海事調査の「現地法人調査票」の対象となる法人との間で定義に差異が生じていたが、新設される

「海外現地法人調査票」の対象は、従来の本調査における「子会社・関連会社」の定義に統一して把握することとしている。

表1 海外現地法人に関する調査事項の対応

本調査（変更案）	海事調査
(新設)	(移行)
【海外現地法人調査票】	【現地法人調査票】
① 現地法人の概要	① 現地法人の概要
② 出資状況	② 出資状況
③ 操業状況	③ 操業状況
④ 解散、撤退、出資比率の低下の時期	④ 解散、撤退、出資比率の低下の時期
⑤ 雇用の状況	⑤ 雇用の状況
⑥ 事業活動の状況	⑥ 事業活動の状況（売上高、仕入高）
⑦ 費用、収益・利益処分、研究開発の状況	⑦ 費用、収益・利益処分、研究開発の状況
⑧ 設備投資の状況	⑧ 設備投資の状況

これについては、第IV期基本計画の指摘を踏まえて企業関連統計の体系的な整備を図るものであり、

- ・ 企業活動のグローバル化の進展を踏まえた日本企業の活動実態の的確な把握を図るものであること
- ・ 海外現地法人の事業活動の状況把握に関し、売上高及び仕入高の取引先の地域別内訳について、比率での回答を認めるなど、報告者負担に配慮していること

などから、適当である。

ただし、報告者に対して、本調査の意義や変更点などの周知のほか、把握が難しいと考えられる海外地域別の仕入高などの回答の支援とともに、利用者にも変更点を十分に周知することが望まれる。また、このような見直しによる報告者の負担などの検証や調査事項の見直しについて、後記3の「今後の課題」に掲げることとしたい。

（イ）集計事項の変更

本調査では、調査実施年の翌年1月末までに公表する速報結果と、翌年6月末までに公表する確報結果の二段階で集計しており、本申請では、海外現地法人調査票の新設に併せて、表2のとおり、確報結果として、海外現地法人の活動実態の把握に関する集計事項を追加する計画である。

表2 海外現地法人に関する集計事項の対応

本調査（確報、変更案）	海事調査
第1巻～第3巻 (略) 第4巻 海外現地法人統計表 第1表 現地法人回収状況（操業状況別）、現地法人企業数（国・地域別）、現地法人企業数（米国・州別）、現地法人企業数（中国・省別）、現地法人企業数（設立・資本参加時期別）、現地法人企業数（資本金規模別）、現地法人企業数（日本側出資比率別）、現地法人企業数（売上高規模別）、解散、撤退等現地法人企業数、新規設立現地法人企業数 第2表 常時従業者数、常時従業者数内訳、売上高、売上高内訳、仕入高及び仕入高内訳、営業費用及び営業費用内訳、経常利益、法人税等 第3表 当期純利益、当期内部留保額、内部留保残高、出資者向け支払、社外流出額、研究開発費、設備投資額、財務営業比率 (該当なし)	本社企業に関する集計表 (略) 現地法人に関する集計表 2-1 現地法人回収状況（操業状況別）、現地法人企業数（国・地域別）、現地法人企業数（米国・州別）、現地法人企業数（中国・省別）、現地法人企業数（設立・資本参加時期別）、現地法人企業数（資本金規模別）、現地法人企業数（日本側出資比率別）、現地法人企業数（売上高規模別）、解散、撤退現地法人企業数、新規設立現地法人企業数 2-2 常時従業者数、常時従業者数内訳、売上高、売上高内訳、仕入高及び仕入高内訳、営業費用及び営業費用内訳、経常利益、法人税等 2-3 当期純利益、当期内部留保額、内部留保残高、出資者向け支払、社外流出額、研究開発費、設備投資額、財務営業比率
第4表 現地法人企業数の推移、現地法人常時従業者数の推移、現地法人売上高の推移、現地法人経常利益の推移、現地法人当期純利益の推移、現地法人設備投資額の推移 ※第4巻 海外現地法人統計表の第4表は、令和8年調査公表は単年結果のみ	本社企業と現地法人のクロス集計表 3-1 現地法人企業数（本社業種別）、現地法人企業数（本社資本金規模別）、現地法人常時従業者数（本社業種別）、現地法人常時従業者数（本社資本金規模別）、現地法人売上高（本社業種別）、現地法人売上高（本社資本金規模別） 3-2 現地法人経常利益（本社業種別）、現地法人経常利益（本社資本金規模別）、現地法人研究開発費（本社業種別）、現地法人研究開発費（本社資本金規模別）、現地法人設備投資額（本社業種別）、現地法人設備投資額（本社資本金規模別） 現地法人の時系列データ 4 現地法人企業数の推移、現地法人常時従業者数の推移、現地法人売上高の推移、現地法人経常利益の推移、現地法人当期純利益の推移、現地法人設備投資額の推移

これについては、内容の審査等に用いるものを除き、調査事項が全て集計で用いられていることから、適当である。

ただし、本申請では「本社企業調査票」と「海外現地法人調査票」のクロス集計を行わないこととしており、これについては、新設する「海外現地法人調査票」の審査・集計を優先的に慎重に行う必要があることから、やむを得ないものの、我が国企業の事業活動を国内と海外の両面で一体的に把握するという今回の変更の趣旨を踏まえると、将来的に集計事項の見直しを検討する必要があり、後記3の「今後の課題」に掲げることしたい。

イ 経済構造実態調査及び科学技術研究調査との同時・統一的実施の中止

(ア) 調査方法の変更

本申請では、令和4年から実施していた経済構造実態調査（総務省及び経済産業省が実施する基幹統計調査）及び科学技術研究調査（総務省が実施する基幹統計調査）との同時・統一的な実施を取りやめ、これに伴い、企業調査支援事業^(注)の活用についても取りやめる計画である。

本調査においては、新たに海外現地法人の活動実態を報告の対象に加えることから、一部の企業のみを対象とした企業調査支援事業に替えて、報告者の立場に配慮した個別の相談体制を構築し、調査対象となる全ての企業を対象として、回答支援を実施するものである。

なお、経済産業省は、経済構造実態調査等との同時・統一的な実施については、母集団情報が事業所母集団データベースに統一され、より精緻に本調査の調査対象を捉えることが可能となり、統計精度の向上及び利活用の推進で効果があつたと一定の評価をしており、これを踏まえ、今後も事業所母集団データベースを活用するとしている。

これについては、調査対象となる企業の状況に合わせて、より丁寧な回答支援体制の構築を図るものであることから、おおむね適当である。

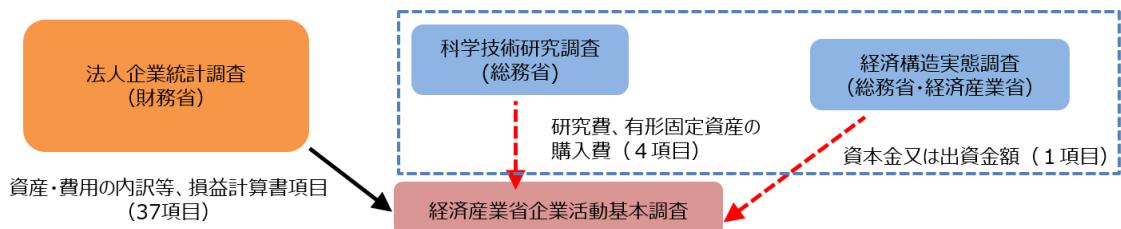
ただし、企業調査支援事業を通じて本調査の対象となっていた企業への配慮等の観点から、本調査のサポート体制と企業調査支援事業との間で連携を図る必要があり、後記3の「今後の課題」に掲げることしたい。

(注) 独立行政法人統計センターにおいて、経済統計への影響度が高い主要企業ごとに配置した専任担当者が、政府統計オンラインサポートシステムを通じて、企業情報を経常的に把握し、統計調査への回答を支援している事業。

(イ) 経済構造実態調査及び科学技術研究調査からのデータ移送の中止

本申請では、図1のとおり実施していたデータ移送のうち、経済構造実態調査及び科学技術研究調査からの移送を中止し、本調査において直接把握する計画である。

図1 関連統計調査からのデータ移送



本調査へのデータ移送については、報告者負担の軽減に資する取組として、平成13年調査において科学技術研究調査からの移送を開始し、平成17年調査から法人企業統計調査（財務省が実施する基幹統計調査）、令和4年調査から経済構造実態調査と、移送の対象となる統計調査を増やしてきたもの。

- ・ 経済構造実態調査からの移送は「資本金額又は出資金額」の1項目であり、本調査で別に把握するとしても報告者の負担はほとんど変わらないこと、
- ・ 科学技術研究調査からの移送は「研究開発費及び研究開発投資」の一部の4項目であるが、移送作業との関係で、移送項目に関する疑義照会のタイミングが本調査への回答後、相当の期間が経過してからとなることで、却って報告者の負担が大きくなっている面があること

などから、今回、データ移送を中止するものである。

これについては、将来的には、各統計調査で共通する調査事項について1ステップで回答可能とすることが望ましいものの、報告者の負担軽減や調査実施者の事務負担を考慮すると、現時点で、データ移送を中止することについては、やむを得ないと判断する。

(ウ) 基準となる期日の変更

本申請では、基準となる期日を「毎年6月1日現在」から「毎年3月31日現在」に変更^(注)することを計画している。

本調査では、令和4年からの経済構造実態調査等との同時・統一的な実施に当たり、基準となる期日を6月1日現在に変更した経緯があるが、本申請により、同時・統一的実施を取りやめ、本調査を単独で実施する従前の調査方法に戻すことから、基準となる期日についても、従前の3月31日現在に戻すというものである。

なお、本調査は、一定の要件を満たす企業について全数を調査していることから、毎年、本調査の調査対象となっている企業が多いため、経済産業省では、基準となる期日の変更について、記入の手引き等の調査関係用品において丁寧に周知するとしている。

また、調査結果への影響について、経済産業省では、従業者数に関連する指標（「一人当たり給与額」、「労働生産性」）の時系列比較に影響が生ずると考え

られることから、統計利用者には「利用上の注意」において丁寧に周知している。

これについては、我が国では、3月を決算期とする企業が多数を占めていることを踏まえると、利活用面のみならず、報告者の負担軽減に資することから、適当である。

(注) 企業の概要（名称、所在地、資本金額又は出資金額等）並びに事業組織及び従業者数は、3月31日現在に変更となるものの、親会社、子会社・関連会社の状況、事業内容など他の調査項目については、従前から最近決算期末現在又は最近決算期1年間で報告を求めているところであり、この点は変わらない。

(エ) 調査の実施期間の変更

本申請では、調査の実施期間のうち、調査の終期（調査票の提出期限）を「毎年6月下旬」から「毎年7月中旬」に変更することを計画している。

本調査では、令和4年からの経済構造実態調査等との同時・統一的な実施に当たり、調査票の提出期限を6月下旬に変更した経緯があるが、本申請により、同時・統一的実施を取りやめ、本調査を単独で実施する従前の調査方法に戻すこと、海外現地法人調査票の創設により、調査事項が増えることを考慮して、調査票の提出期限についても、従前の7月中旬に戻すというものである。

これにより、調査票の配布から取集までのスケジュールは、図2のとおりとなり、海外現地法人調査票への回答については、海事調査よりも6週間程度早められることとなるものの、経済産業省では、報告者への調査実施前の周知において、前年の海事調査の報告を担当した者に関する情報の共有を検討するとともに、前記イ（ア）のとおり、個別の相談体制を構築するとしている。

また、これと合わせて、前記ア（ア）のとおり、海外現地法人の事業活動における売上高等の地域別内訳への比率での回答を認めることで、実査を効率的に行うとしている。

これについては、報告者の負担に配慮した上で、調査結果の公表を従来の期日で行うことで利用者の利便性を確保していることから、適当である。

図2 実査スケジュールに関する比較

実査のスケジュールについて（比較）

	4月			5月			6月			7月			8月			9月			～12月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
本調査（現行）	業界団体広報依頼（※1）			実査期間（5月中旬～6月下旬）						督促期間・疑義照会											
海事調査				事前周知（※2）						実査期間（7月上旬～8月下旬）						督促期間・疑義照会					
本調査（R8～）	事前周知（※1）			実査期間（5月中旬～7月中旬）						督促期間・疑義照会											

※1) 令和8年調査から、関係業界団体への広報依頼を継続実施の上、対象企業に「事前はがき」の送付も追加で実施予定。

※2) 現地法人数の多い対象企業に対して、協力依頼及び回答方法等について調整連絡を実施。

2 統計委員会諮詢第170号の答申（令和5年3月23日付け統計委第5号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査に関する統計委員会諮詢第170号の答申における検討課題及び対応状況は、表3のとおりである。

表3 統計委員会の諮詢第170号の答申における検討課題及び対応状況

検討課題	対応状況
<p>① 調査の企画段階における調査票回答フロー等の事前確認の徹底</p> <p>調査票の設計に当たり、各調査事項の回答対象者をあらかじめ一覧表にするなどによって明確にするとともに、調査票を変更する場合には、事前に第三者に模擬的に回答してもらう等により、回答負担や答えにくい箇所の有無を含め、回答フローの確認を十分に行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に、各調査事項の回答対象者及び回答状況ごとに要回答となる調査事項を整理した一覧表を作成。令和7年調査以降、個票データの審査及び疑義照会において活用するほか、調査票を変更する際の回答フローの確認に活用 調査対象企業に対し、本調査の回答フローについて調査対象企業を対象としたヒアリングや、回答状況の分析を実施。これらの結果及び有識者からの意見を踏まえ、令和7年調査から、調査票の注意書き等を変更
<p>② 電子調査票の改善及びオンライン回答の更なる推進</p> <p>回答負担の軽減し、かつエラーを防止する観点から、電子調査票の機能の改善に不斷に取り組むとともに、オンライン回答率の更なる向上を図ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象企業に対しヒアリングを実施し、オンライン調査の改善点等について整理・検証を行うとともに、有識者から意見を聴取 上記結果を踏まえ、電子調査票の利便性向上を図るため、令和6年調査では、重複する調査事項の回答の自動表示機能、回答内容に応じた一部の業種分類番号の自動表示機能を実装 令和7年調査では、疑義照会の審査基準に合わせたエラーチェック機能を実装
<p>③ 調査事項の見直し</p> <p>「国際取引の有無」について、令和6年以降に実施する調査に向けて、令和5年調査における回答状況や報告者の負担を検証した上で、当該設問の在り方等について検討し、調査票の見直しを行うこと。</p> <p>また、回答負担が大きく回答が得られにくくなっている調査事項については、報告者の負担などを検証し、回答率の向上方策や、他の情報源の活用方策も含めた調査事項の見直しを中長期的に検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象企業へのヒアリングでは、回答フローに違和感があると回答した企業は少なかったものの、現行の注意書きは見落としやすいとの意見があったことから、令和7年調査から、注意書きを回答欄の前に移動 また、調査対象企業からの意見等を踏まえ、令和7年調査から(i)調査票冒頭の説明文に、金額・数量に係る回答方法やプレプリントの扱いを追記、(ii)回答負担が大きく回答が得られにくくなっている調査事項のうち、「有期雇用者（1か月以上）（就業換算）」について、令和6年調査から、標準的な計算例で算出困難な場合の計算例を「記入のしかた」に追加 今後、毎年の回答に変動が少ない項目（消費税の取扱いなど）についてプレプリントを導入できないかなどについて、引き続き検討

このうち、①及び②の指摘については、どちらも課題の趣旨に沿った取組がされており、適当である。

一方、③の指摘については、これまでの取組は適当であるものの、本申請において、海外現地法人の活動実態の把握に関する調査事項を追加されることを踏まえると、引き続き調査事項の見直しに取り組む必要があることから、後記3の「今後の課題」に掲げることとしたい。

3 今後の課題

(1) 集計事項の追加の検討

企業活動のグローバル化の進展を踏まえ、我が国企業の企業活動を国内と海外の両面で一体的に把握することとした調査計画の変更の趣旨に鑑み、統計利用者の要望等を踏まえつつ、「本社企業調査票」と「海外現地法人調査票」とのクロス集計を検討すること。

(2) 企業調査支援事業との連携

企業調査支援事業を通じて本調査の対象となっていた企業が戸惑うことのないよう、本調査独自のサポート体制に関する情報共有を行うなど、円滑に調査を実施する上で、企業調査支援事業との間で必要な連携方策を検討すること。

(3) 調査事項の見直し

海外現地法人の活動実態の把握に関する調査事項の追加を踏まえ、引き続き、回答負担が大きく回答が得られにくくなっている調査事項について、報告者の負担などを検証し、回答率の向上方策も含めた調査事項の見直しを検討すること。

以上